

A I デジタルドリル教材ソフト ライセンス調達仕様書

令和8年4月

高槻市

1 基本事項	2
(1) 事業名	2
(2) 調達の背景・目的.....	2
(3) 本システムの範囲.....	2
(4) 本システム及び付帯するサービスの範囲.....	2
(5) 納入期限	3
(6) 納品場所	3
2 本調達の要件	3
(1) 履行期間	3
(2) 成果物	3
(3) 費用の考え方	3
3 業務要件	4
(1) 本システムの要件.....	4
(2) サービスレベル.....	4
(3) 異常時サービスレベル.....	4
(4) サービス維持レベル.....	5
(5) その他	5
4 貸与品	5
5 不適合責任	5
6 情報セキュリティ等	5
(1) 個人情報保護及び機密保持.....	5
(2) 知的財産権の利用及び帰属.....	6
(3) 法令等の遵守	6
7 その他	7
別紙1 学校	8
別紙2 詳細仕様(1) 機能要件.....	10
詳細仕様(2) 非機能要件.....	13

1 基本事項

A I デジタルドリル教材ソフトライセンス調達仕様書（以下「本仕様書」という。）は、本市が、個別最適な学びの実現を目的に、本市の市立小中学校において、A I デジタルドリル教材ソフト（以下「A I ドリルシステム」という。）システムのライセンスを調達するにあたり、その仕様を定めたものである。

(1) 事業名

A I デジタルドリル教材ソフトライセンス調達

(2) 調達の背景・目的

デジタル技術の急速な進展や新型コロナ感染症の感染拡大等、現代社会は予測困難な時代へと突入しており、文部科学省が推奨する「個別最適な学び」の実現と、新学習指導要領に基づいた教育が求められている。このような背景の下、A I ドリルシステムの導入は、児童生徒にとって、個々の習熟度に合わせた学習を可能にし、児童生徒一人ひとりの得意科目のさらなる強化や苦手科目の克服を支援し、学習意欲の向上を促す。

また、教職員にとっては、児童生徒一人ひとりの習熟度が可視化され、個々にあった指導が可能になるほか、採点や準備が効率化され、児童生徒への対応時間を確保することが期待される。自治体においては、統一されたフォーマットで児童生徒の習熟度を把握・管理することが可能になり、教育政策の効果測定と改善策の検討の促進が期待される。また、令和7年度の全国学力・学習状況調査における本市の教科別平均正答率は、多くの教科で全国の平均正答率を上回っている一方で、社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にある。また、質問紙調査の結果からは、学習時間に関する項目が全国平均を下回っている状況にあり、家庭学習の推進や自学自習力の育成に取り組む必要がある。これらのことから、本市は、「A I ドリルシステム（以下、「本システム」という。）」を導入し、児童生徒一人ひとりが自分の能力を最大限に発揮できる個別最適な学びの環境を提供することを目指すものである。なお、本仕様は国のデジタル地方創生サービスカタログのデジタル地方創生モデル仕様書一覧の「A I ドリル」を参考としている。

(<https://digital-service-catalog.digital.go.jp/vendor/download-model-specification>)

(3) 本システムの範囲

本システムの範囲は、本市の市立小中学校の児童生徒に対して、一人ひとりの習熟度に合わせた問題を出題し、回答の採点、学習状況の把握等をインターネットやその他の情報通信（PC、タブレット端末等）の技術を用いて行うA I ドリルシステムである。なお、設定等で対応する範囲を除き、本市向けに個別に新規やカスタマイズの開発を行うことなく、提供される既存のサービスとする。

(4) 本システム及び付帯するサービスの範囲

本システム及び付帯するサービスの範囲は、次のとおりとする。

ア 必要ライセンス数・数量は以下のとおり。

品名		数量	ライセンス期間
ライセンス	児童生徒	24,164	令和8年5月～令和9年3月
	教員	2,200	令和8年5月～令和9年3月

	管理者	30	令和8年5月～令和9年3月
--	-----	----	---------------

※ライセンス証書を発行すること。

イ 本システムの初期環境の構築作業

・システムの初期セットアップ

※利用ユーザ（教員・児童生徒・管理者）の登録作業は本市の作業範囲とする。

ウ 本システムの提供

エ 本システムの運用・保守

オ 稼働レポートの提供

カ 研修

(5) 納入期限

令和8年5月13日

(6) 納品場所

高槻市立小中学校・教育センター・教育政策課（別紙1参照）

※電子納品

2 本調達の要件

(1) 履行期間

ア 本システムの初期セットアップ作業

契約締結日から令和8年5月13日まで

イ 本システムの提供

本稼働の開始日から令和9年3月31日まで

なお、履行期間満了時については、地域未来交付金を活用して実装したサービスについて、実施計画期間（実装計画期間1年、運営計画期間2年）終了後も地域住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行えるよう真摯に努めることとされており、本システムの利用結果が良好であることを条件に、学校現場に混乱が生じることがないように、概ね5年間を目途にした本システムの利用を想定している。

(2) 成果物

ア 本システムの標準サービスで以下の成果物が納品されること。なお、納品は、システムからのデータ出力又は画面上の表示とする。

・学校毎の学校全体の稼働レポート（月次）

・研修用資料

・操作マニュアル（利用者用）

・操作マニュアル（管理者用）

イ 成果物は、データ出力の場合は、PDF形式又はMicrosoft Office 2016（Word、Excel 又は PowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。

ウ 標準資料以外で本システムの利用において、追加の資料が必要となった場合は、本市と協議の上決定すること。

(3) 費用の考え方

ア 利用料

本システムの運用・保守費用を含む利用料金とする。

イ 本システムを利用する地方共通団体共通で対応すべき事項にかかる費用

国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。

ウ 追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、本市と協議の上、承認を得ること。

エ 本事業は地域未来交付金の活用を予定しており、契約や納品時等の明細には、補助事業の対象となる経費の内訳が識別できるようにすること。

3 業務要件

(1) 本システムの要件

別紙2「詳細仕様」の「機能要件」及び「非機能要件」参照。

(2) サービスレベル

ア 本システムは、実施計画期間（実装計画期間1年、運営計画期間2年）終了後も利用を想定しており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制のサービスであること。

イ 教員及び本市職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口があるサービスであること。対応時間及び連絡方法については、次に示す。

- ・受付を含め保守対応は日本語で実施すること。

- ・電話での問合せ：平日の午前8時30分から午後6時00分まで
(年末年始を除く。)

- ・メールでの問合せ：常時

ウ 問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口があるサービスであること。

エ 保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法の提示があるサービスであること。

オ 問合せ対応

本市からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うとともに、必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うことが可能なサービスであること。

カ 問合せ窓口に寄せられた内容等から、機能改善要求及び追加機能要求を把握するサービスであること。

ク 業務期間内に発注者、各学校からの要望に応じて操作又は活用に関する研修会が提供されるサービスであること。操作研修会の実施方法は、訪問、オンライン又はオンデマンドとする。また、操作研修会の実施状況や各学校の活用状況は、適時本市に報告があるサービスであること。サポートに係る費用は、ライセンス費用に含まれているものとする。研修会の実施内容等については、相談の上決定する。

ケ 契約期間終了時には、蓄積された全ての児童生徒の個人が識別可能な学習記録のデータ（システムログ等を除く）を本市に無償で引き継ぐ又はダウンロードが可能なサービスであること。データ形式はCSV形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を本市が確認した後、速やかに当該データの確実な消去を行い、本市に報告すること。その際、受注者に発生する費用については、本市に別途請求しないサービスであること。

(3) 異常時サービスレベル

ア 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、速やかに対応するサービスであること。

イ 障害等緊急時の対応手順の提示のあるサービスであること。

- ウ 障害発生との連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、本市へ報告があるサービスであること。
- エ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を本市へ提示があるサービスであること。
- オ 本システムにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、本市と協力し、対応及び原因究明を行うサービスであること。

(4) サービス維持レベル

- ア 正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施するサービスであること。
- イ セキュリティホールが確認された場合は、対応等について、本市へ報告があるサービスであること。

(5) その他

問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討するサービスであること。

4 貸与品

初期設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないように適正に管理しなければならない。貸与物件については、本市が指示する使用目的及び使用範囲に限った使用を行うこと。

5 不適合責任

- (1) 正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び不具合が判明した場合において、本市が改良を請求したときは、本市と協議の上、無償で改良するサービスであること。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、本市からの障害発生時の情報開示請求等の問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応するサービスであること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

6 情報セキュリティ等

(1) 個人情報保護及び機密保持

- ア 児童生徒、教職員等の関係者の個人情報を取り扱う場合には、「高槻市学校教育情報セキュリティポリシー」を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護の対策を講じること。
- イ 業務上知り得た情報は、日本国の法令に基づき、機密情報として取り扱い、情報の持ち出し、目的外利用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。契約満了後及び契約の解除においても同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- ウ 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。
- エ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

- オ 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- カ 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、本市から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに本市に返却すること。また、廃棄する場合は、廃棄を証明する書類を提出すること。その際、本市の確認を必ず受けること。
- キ 受注者は、必要に応じて関係者全員の作業別名簿並びに秘密保持に関する誓約書を本市に提出すること。
- ク 受注者は、本業務の従事者に情報セキュリティに関する遵守事項を周知し、対策を徹底させること。
- ケ 受注者は、本業務の遂行において、本市の情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに本市に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について本市と協議し実施すること。

(2) 知的財産権の利用及び帰属

ア 権利の利用

本業務範囲内で、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。また、これらを怠ったことにより、知的財産権を侵害した場合は、受注者は一切の責任を負うこと。ただし、本市から提供するものを除く。また、授業支援等の際して、提供されるデジタルコンテンツ等がある場合は、他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

イ 権利の帰属

(ア) 納品物（受注者が本業務の履行のために本市向けに新たに作成又は編集して提供する資料であって、本市が本業務の目的の範囲内で、本市内において利用するために加筆、修正その他の改変を行うことを想定したものをいう。以下同じ。）に関する著作権等一切の権利は、従前から著作権を有している場合を除き、本市に帰属するものとする。

(イ) 受注者による作業において発生した権利については、原則として本市に帰属する。また、受注者は、本仕様による成果物が、本市以外のものの知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。

(ウ) 受注者が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を本市に無償で譲渡すること。

(エ) 納品物に関し、受注者は、本市及び新規著作物を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないことに同意すること。

(オ) 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り本市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾すること。

(カ) 第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該著作物等の内容について、事前に本市の了承を得ることとする。また、受注者は可能な限り、本市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得すること。なおその際、第三者の著作権その他の権利を不当に侵害しないこと。

(3) 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

ア 国等で定められた法・ガイドライン

- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- ・文部科学省学習指導要領
- イ 高槻市が定める条例・セキュリティポリシー等
- ・高槻市学校教育情報セキュリティポリシー

7 その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上決定すること。

別紙1 学校

(1) 小学校

No	名称	住所	電話番号	児童数
1	高槻小学校	高槻市本町3-69	072-674-0403	429
2	芥川小学校	高槻市真上町一丁目2-3	072-682-1404	757
3	磐手小学校	高槻市安満西の町27-1	072-683-4960	550
4	清水小学校	高槻市宮之川原四丁目20-1	072-688-6517	655
5	如是小学校	高槻市如是町2-3	072-695-0401	376
6	阿武野小学校	高槻市氷室町四丁目4-5	072-694-4666	613
7	五領小学校	高槻市五領町12-1	072-669-0181	207
8	桃園小学校	高槻市桃園町3-27	072-671-1421	705
9	三箇牧小学校	高槻市三島江一丁目13-6	072-677-5836	198
10	川西小学校	高槻市川西町一丁目34-7	072-681-5620	258
11	富田小学校	高槻市昭和台町一丁目1-1	072-695-0967	230
12	櫻田小学校	高槻市大字田能小字岡崎6	072-688-9237	57
13	大冠小学校	高槻市天川町42-2	072-671-6806	296
14	南大冠小学校	高槻市大塚町一丁目4-8	072-675-1010	456
15	柳川小学校	高槻市西町2-1	072-694-7461	251
16	北大冠小学校	高槻市宮野町10-5	072-671-5390	489
17	桜台小学校	高槻市登町9-1	072-671-1312	293
18	芝生小学校	高槻市芝生町三丁目30-1	072-677-2721	369
19	日吉台小学校	高槻市日吉台一番町24-18	072-689-1530	862
20	西大冠小学校	高槻市城南町三丁目1-1	072-675-5355	494
21	玉川小学校	高槻市牧田町8-1	072-695-6758	160
22	上牧小学校	高槻市上牧町四丁目22-1	072-669-2255	263
23	北清水小学校	高槻市安岡寺町六丁目2-1	072-688-4316	377
24	赤大路小学校	高槻市赤大路町15-1	072-695-3157	410
25	津之江小学校	高槻市津之江北町7-1	072-673-9011	331
26	冠小学校	高槻市大冠町二丁目40-2	072-672-1736	332
27	柱本小学校	高槻市柱本新町10-8	072-677-2717	131
28	郡家小学校	高槻市郡家新町68-1	072-683-1881	487
29	寿栄小学校	高槻市栄町三丁目11-2	072-694-8171	311
30	土室小学校	高槻市上土室六丁目10-1	072-694-7273	279
31	五百住小学校	高槻市登美の里町24-1	072-694-7277	358
32	竹の内小学校	高槻市竹の内町60-1	072-673-4495	528
33	安岡寺小学校	高槻市安岡寺町一丁目60-1	072-687-9139	364
34	松原小学校	高槻市沢良木町18-1	072-676-1415	367
35	若松小学校	高槻市若松町22-2	072-676-1408	201
36	丸橋小学校	高槻市芝生町三丁目16-2	072-677-1419	461
37	奥坂小学校	高槻市別所本町35-5	072-681-2614	661
38	真上小学校	高槻市西真上二丁目17-1	072-683-3558	413
39	南平台小学校	高槻市南平台五丁目20-1	072-695-5751	403
40	北日吉台小学校	高槻市日吉台三番町4-20	072-688-8641	547
41	阿武山小学校	高槻市阿武野二丁目1-2	072-693-3251	405

(2) 中学校

No	名称	住所	電話番号	生徒数
1	第一中学校	高槻市城内町1-35	072-675-1426	496
2	第二中学校	高槻市郡家本町52-1	072-681-1562	787
3	第三中学校	高槻市芝生町二丁目49-5	072-694-0386	539
4	第四中学校	高槻市大畑町4-4	072-695-0404	318
5	第六中学校	高槻市永楽町10-3	072-674-0495	565
6	第七中学校	高槻市西面北一丁目45-1	072-677-2444	165
7	第八中学校	高槻市紅茸町5-1	072-681-1520	483
8	第九中学校	高槻市松が丘一丁目17-1	072-688-4317	566
9	第十中学校	高槻市竹の内町61-1	072-671-9997	428
10	柳川中学校	高槻市川添一丁目1-5	072-695-3156	279
11	阿武野中学校	高槻市氷室町五丁目7-1	072-693-0421	485
12	五領中学校	高槻市道鶴町三丁目20-1	072-669-3461	258
13	城南中学校	高槻市城南町二丁目30-1	072-673-4491	301
14	川西中学校	高槻市川西町二丁目33-1	072-681-7912	282
15	如是中学校	高槻市如是町7-1	072-694-2862	327
16	冠中学校	高槻市大冠町二丁目24-1	072-676-2567	422
17	芝谷中学校	高槻市芝谷町3-1	072-688-2912	675
18	阿武山中学校	高槻市奈佐原一丁目2-1	072-693-9211	454

(3) 教育委員会(*1)

No	名称	住所	電話番号	生徒数
1	教育政策課	高槻市城内町1-1 4F	072-675-5665	0
2	教育センター	高槻市城内町1-1 3F	072-675-0398	0

(*1)生徒は所属しない。管理者ユーザ。

別紙2 詳細仕様（1）機能要件

項目	要件
機器環境	インストールが不要なクラウド型のサービスであること。ただし、オフライン機能を利用する場合にインストールを必要とする場合は、インストール配布モジュール化を施す等、容易にインストールできるよう省力化・簡略化されていること。
	ChromeOS、Windows10 以上、iOS に対応していること。
	各 OS に正式に対応したブラウザで対応していること。(edge、Chrome、safari)
データ管理	サービス提供クラウド環境（データセンター内）は国内であること。
	利用者端末の故障や変更時にデータ引継ぎの配慮がされていること。
デザイン・操作性	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者及びサービスを提供する管理者双方にとって、分かりやすい操作性が確保されていること。
	WCAG (Web Content Accessibility Guidelines) の達成基準を参考にしたガイドライン等を設け、文字のサイズやコントラストにも配慮した誰でも使いやすいデザインをしていること。
	児童生徒及び教員にとって詳細なマニュアル等を見なくても感覚的にログインや解答、管理等の操作ができるインターフェースであること。
データ移行	文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠していること。
保有データの提供・消去等	文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠していること。
プライバシーポリシー	プライバシーポリシーを表示すること。
教材	本市が採択している教科書に対応した目次が利用できること。また、教科書の表現や用語と一致した問題に取り組むことができること。 （令和8年度使用教科書） https://www.city.takatsuki.osaka.jp/uploaded/attachment/56712.pdf
	小中9学年5教科（国語・算数（数学）・理科・社会・英語）の教材であり、対象学年のみならず、すべての学年・教科の学習が可能であること。また、5教科すべてでAI対応していること。
	国語において、教科書掲載内容の読み取りに関する問題があること。また、漢字の習得に関するデータベースが、学年毎に収録されていること。
	スピーキング問題については、学習者が英語をより流暢に話せるように発音矯正をサポートするAIを搭載し、高精度の発音認識機能によって非ネイティブの音声を90%以上の精度で認識し、AIが学習者のスピーキングの弱み（発音・アクセント・イントネーション・流暢さ）を特定し、よりネイティブに近い発音ができるよう、即座に正しいフィードバックを行うことが可能な音声認識機能を有していること。
	教材は、知識・技能の習得をねらいとしたものと、思考・判断・表現の力の習得をねらいとした問題を収録すること。

	<p>各教科・各単元において日常的に利用することを想定し、十分な問題数を有すること。問題数は教科に極端な偏りがなく 18 万問以上を有すること。</p> <p>基礎的な問題だけでなく、活用力を問う問題や高校入試問題に取り組むことができること。</p> <p>学習指導要領コードで区分可能な教材・問題等には、学習指導要領コードが付与されていること。</p> <p>搭載されている問題を PDF ファイルとして閲覧できること。</p>
ログイン	Google アカウントにより、SSO（シングルサインオン）連携可能であること。管理者・教員・児童生徒すべてが SSO 可能なこと。
目標設定・学習管理	学習状況が可視化され、児童生徒自ら学習履歴や進捗状況を確認することができること。
個別最適化機能	<p>個別学習に取り組んだ児童生徒が一人ひとりの学習理解度に応じた問題に取り組むことができ、期待される学習効果が得られること。</p> <p>各問題には複数の知識要素が付随し、それらを基にして児童生徒の解答内容や解答時間、過去の学習履歴から習熟度を瞬時に分析し、個別に最適化された問題を自動出題できること。</p> <p>間違えた複数の問題の中から理解度の低い学習要素を分析・抽出し、それらの学習要素を最小の問題数で効率よく復習できる問題を自動出題できること。</p> <p>過去の学習履歴から一人ひとりの忘却タイミングを考慮した上で、効果的に復習できる問題を自動抽出・出題できること。</p> <p>児童生徒が学習に取り組む過程において、自ら選択した問題又は教員が配信した問題、本システム内で診断した学習理解度に応じた問題に取り組めること。</p> <p>AI を活用した誤答分析及びそれに基づく出題が 1 問ごとにされること。また、過去の学習履歴を踏まえて復習機能も AI 機能で個別最適化されていること。</p>
出題機能	教員は、児童生徒に対してオンラインで個別に問題を配信して、個々の児童生徒の習熟度に応じた問題に取り組ませることができること。また、配信する問題は 1 問単位で選択できること。
解答機能	<p>Web 接続環境下において、ブラウザから問題にアクセスできオンラインで個別学習に取り組めること。</p> <p>Web 接続時に端末へ問題をダウンロードしておく等、Web 接続できないオフライン環境下でも個別学習に取り組めること。また、ダウンロードは数秒から数分程度で可能で、ダウンロードのために通常よりも大幅に遅い下校時間となることがないよう配慮がなされていること。</p> <p>児童生徒にとって使いやすいインターフェースで出題され、解答入力ができること。</p> <p>手書き（キーボード）入力、選択肢、穴埋め、リスニング、作図等、問題特性に応じた解答を行うことができること。</p> <p>解答を中断した場合、続きから学習を再開できること。</p>
採点・解説機能	<p>児童生徒の解答内容を自動で正誤判定・採点することができること。</p> <p>漢字問題においては、字形の判定ができること。また、筆順についても、令和 8 年度中に判定することができるようになる予定であること。</p>

	各問題について、一部を除き、概ねの問題で解答・解説を表示できること。
	解答内容に応じて解説が表示されること。文字、数字・数式、図解、グラフ等の問題特性に応じた解説が、アニメーション等により分かりやすく表示されること。
学習履歴の表示	<p>教員及び児童生徒の画面に児童生徒の学習履歴が表示され、学習状況を可視化できる機能があること。</p> <p>学習結果や学習回数、学習時間等の情報が確認できること。</p> <p>学習状況をリアルタイムに把握できること。</p>
習熟度の分析把握	取り組んだ問題、解答及びその正誤、解答に要した時間等が蓄積され、自動的に学習状況を分析して把握することができること。
利用促進	<p>児童生徒がつまずきにくい、スモールステップな問題構成となっていること。</p> <p>児童生徒が学習の自己調整ができるよう、習熟度の表示等、自分の理解度を振り返る機能を有していること。</p> <p>テキストや数字・数式、図表、イラスト、アニメーション等を活用して出題及び解説がされ、学習意欲が向上するような工夫を導入する等、児童生徒が興味・関心を有し、主体的に取り組むことのできる内容であること。</p> <p>かえって学習の妨げとなるケースもあるため、ポイントやコイン、アイテム等を集める、キャラクターの育成やアバターを着飾れるといった、ゲーム的要素を有したゲーミフィケーション機能を有していないこと。</p>
操作説明	利用者に操作方法を示すことができること。
アカウント登録・設定	<p>管理者アカウントの登録・変更・停止・削除ができること。</p> <p>アカウントは、CSV等により一括で追加・変更・削除ができること。</p>
アカウント認証方法	SSOを利用した二段階認証又は多要素認証方法（再認証も含む）にも対応すること。
ロール設定	管理アカウントごとのロール設定ができること。
利用者情報	利用者情報を登録・管理できること。
アカウント情報の確認・停止（削除）	管理者が利用者アカウント情報の確認・停止（削除）ができること。
利用者登録	児童生徒等個別での操作の他、CSV等のファイルによる一括登録・更新に対応できること。
学習状況の確認	<p>管理者及び教員用画面が分かりやすいインターフェースで個別最適化された学習支援を行うのに適した学習履歴が表示されていること。</p> <p>一人ひとりの学習履歴が自動的に蓄積され、教員にとって分かりやすいインターフェース表示されて個別最適化された学習支援に生かしやすいこと。</p> <p>教員が学習状況をリアルタイムに確認でき、学習履歴のリアルタイム画面では、児童生徒の解答状況から教員の事後指導に活かせる情報（例：児童生徒の状況を要約したメッセージ）が表示され、机間指導等に生かすことができること。</p>

	<p>教員が児童生徒の学習成果（取り組んだ問題、取り組んだ数、取り組んだ時間、正答率等）を一元的に整理し、普段の指導や学期を通じた評価に活用することができること。</p> <p>児童生徒の学習状況（各問題の正誤、正答率、学習時間等）に関するログデータを取得する機能を有していること。</p>
習熟度の把握	<p>児童生徒が取り組んだ問題、解答及びその正誤、解答に要した時間等が本システム内に蓄積され、教員は自動的に学習状況を分析して教員が把握することができること。</p> <p>個人ごとに取り組んだ問題数、正答率、解き直した問題数、習熟度が一覧で表示できること。</p> <p>教員が学習データの条件を指定して閲覧、把握し、指導に活かすことができること。</p> <p>学習者の学習履歴は、個人単位だけでなく、クラス等のグループ単位で集計・集約したものを確認できること。（グループの設定は、教員が任意に選択できること。）</p> <p>児童生徒の学習記録や学習成果をCSVファイル等で出力することができること。</p> <p>管理者の属性により、編集・閲覧できるカテゴリーを設定、変更できること。</p>
問題作成	<p>教員がシステムに収録されている問題から任意の問題を生徒に出題できること。</p>
CBT 機能	<p>単元ごとの定着度を確認するためのテスト機能を有すること。</p> <p>問題ごとに記述式や選択式等、児童生徒の学力を適切に測ることができる回答形式であること。</p> <p>テストの公平性を担保する不正防止機能を有すること。</p> <p>自動採点機能を有すること。ただし、記述式等については一部手動による採点を可とする。</p> <p>クラス・個人単位で知識・技能、思考力・判断力・表現力の観点別に得点や正答率が見られる画面を有すること。</p> <p>小学校1年生～中学校3年生までの9学年の5教科で教科書の単元に対応していること。（小学校1・2年生は国語・算数、小学校3・4年生は国語・算数・理科・社会 のみの対応）</p> <p>単元ごとの定着度を確認するためのテスト機能を有すること。</p>
統計機能	<p>教員及び本市職員が、利用状況を定期又は任意の時点で確認できること。</p>
標準規格等への準拠	<p>用いる教材等に学習指導要領コードが付与されている場合、スタディ・ログにも学習指導要領コードが付与されていること。</p>
学習履歴の継続性	<p>同一自治体内の小学校から中学校に進学する際や同一自治体内の学校間の転出入の際は、学習履歴等の引継ぎが可能なこと。</p>

詳細仕様（2）非機能要件

項目	要件
継続性	<p>平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1営業日前の時点（日次バックアップからの復旧）までのデータ復旧を目標としていること。</p>

	<p>平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1 営業日以内でのシステム復旧を目標としていること。</p> <p>平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、一部システム機能の復旧を実施すること。</p> <p>大規模災害時、システムに甚大な被害が生じた場合、システムは、一ヶ月以内に再開することを目標としていること。</p> <p>年間のシステム稼働率は、99.5%を目標としていること。</p>
復旧方針	<p>冗長性が確保されていること。</p> <p>地震、水害、テロ、火災等の大規模災害発生により被災した場合に備えた対策を行っていること。</p>
業務処理量	<p>本市の全利用者数で、処理遅延等なく快適に利用可能であること。</p> <p>本市の全利用者による同時アクセスを許容可能な同時アクセス数であること。</p> <p>同時アクセス数が増大した場合に、適切な対応を設定する想定があること。</p> <p>データ量が増大した場合に、適切な対応を設定する想定があること。</p>
性能目標値	<p>通常業務時のオンラインレスポンスタイムは規定しない。</p> <p>業務繁忙等によるアクセス集中時のオンラインレスポンスタイムは、規定しない。</p>
通常運用	<p>平日運用時間は、24時間利用を前提としていること。</p> <p>休日運用時間は、24時間利用を前提としていること。</p>
運用環境	<p>製品標準のマニュアルがあること。</p>
サポート体制	<p>日本語によるサポートが可能であること。</p> <p>日本国内にサポート拠点を持つこと。</p> <p>ライフサイクル期間は、5年以上を想定していること。</p> <p>機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じ、研修資料及びマニュアルの改訂が行われること。</p> <p>障害発生時には HP 等で案内すること。重大なセキュリティインシデントについては、個別に報告があること。</p>
個人情報保護	<p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定めに基づき、適切な個人情報保護を行っていること。</p>
セキュリティ	<p>ISO27001 又は ISO27017 の認証若しくは同等の認証を取得していること。</p> <p>上記第三者認証に沿って、認証、アクセス制御、情報漏えい対策、外部からの侵入対策等を適切に行っていること。</p> <p>サービス提供上、必要なログを取得していること。</p> <p>情報セキュリティ対策の状況について、実地検査、文書による確認が可能であること若しくはシステムに関する情報セキュリティ監査等の実施記録が公開されている又は公開可能であること。</p>